

## 【第1次報告における取りまとめ内容】

### (1) 現行制度の課題

- ③ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援拠点事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか、検討の必要がある。
- ④ その他多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのように支援していくか、検討の必要がある。
- ⑤ 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか、また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化が必要ではないか、その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくかといった点について、検討の必要がある。
- ⑥ 保育をはじめ各種子育て支援サービスの利用に際してのコーディネーター的役割の必要性も踏まえ、親の子育てを支援するコーディネーター的役割について検討の必要がある。

### (2) 新たな制度体系における方向性

(情報提供・相談援助や「コーディネート機能」)

- 地域の中で子育てが孤立せず、子育ての楽しさを実感できるようにしていくためには、乳幼児を持つ親の成長の支援も含め、子育ての情報提供や相談援助機能がまず重要である。先進的な取組として、すべての子育て家庭が、希望する保育所へ登録し、相談援助機能等の多様な支援を受けることができる取組もなされている。

また、子育てや子育て支援するサービスについての理解を助け、実際の地域の子育て支援サービスにつなげていく機能、さらには、保育をはじめ具体的なサービスの利用調整機能などを包含した、子育て支援の「コーディネート機能」を実質あるものとして位置づけていく必要がある。

その際、市町村、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の実情に応じた担い手、関係機関の連携といったことに留意しつつ、さらに検討していくべきである。

(地域子育て支援拠点事業等)

- 在宅子育て家庭を支援する地域子育て支援拠点事業は、身近で気軽に利用できるよう量的拡充を図っていく必要がある。また、子育て家庭のリスクにもきめ細やかに対応できるよう、全戸訪問事業をはじめとして地域の様々な子育て支援の資源と連携しながら、地域全体が子育てに関われるような支援となるよう、ネットワーク化をはじめとした機能の充実を図っていくことが必要である。

(その他地域特性に応じた多様な子育て支援の取組)

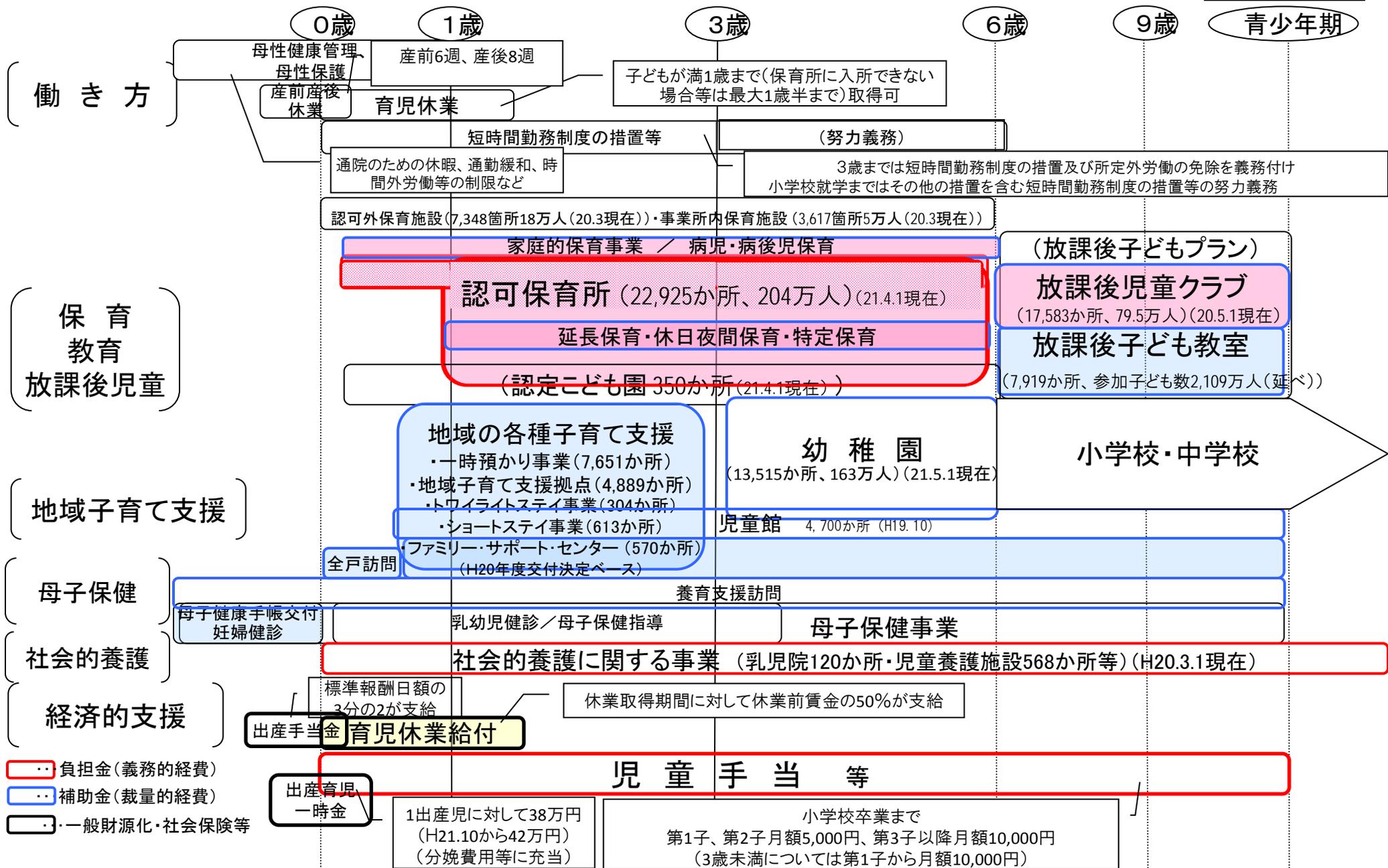
- その他多様な子育て支援事業に関しては、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促す支援、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、親がやがて支援者側に回れるような循環を生む環境作り、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化など、さらに検討していくべきである。

(子育て支援事業の制度上の位置づけ・財源のあり方)

- 以上のようなすべての子育て家庭を対象とする子育て支援事業を充実していくため、必要となる制度上の位置づけ及び財源のあり方を、介護や障害といった他の社会保障制度の例(一部の事業について市町村の必須事業としての位置づけ、市町村が事業実施しやすい費用負担のあり方など)を参考にしつつ、それぞれの事業の子育て支援事業全体の中における意義や位置づけを整理しながら、さらに検討していくべきである。

# 次世代育成支援に関する制度の現状

参考資料



※ 周産期医療・小児医療・障害児サービスについては、医療制度・障害者自立支援制度全体の中で提供

# 各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

## ◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,247市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 72.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	799市区町村 (平成20年度交付決定ベース)	実施市区町村の割合 45.3%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,889か所 (平成20年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.22か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,700か所 (公営3,051か所・ 民営1,649か所) (平成19年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,651か所 (平成20年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.34か所	
	支子育て事業短期	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	613か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.34か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	304か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.17か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	570か所 (平成20年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.31か所	

注:市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在(※訪問支援の2事業については、交付決定時点の各都道府県ごとの市区町村数による))。

注:小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(確定値)」)。

# 各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<p>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。</p> <p>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分</u>。</p> <p>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない</u>。</p>	<p>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助</u>するもの。</p> <p>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</p>
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 養育支援訪問事業</li> <li>・ ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)</li> <li>・ 延長保育促進事業</li> <li>・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>・ 次世代育成支援人材養成事業</li> <li>・ へき地保育所事業</li> <li>・ 家庭支援推進保育事業</li> <li>・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</li> <li>・ 病児・病後児保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 認可化移行促進事業</li> <li>・ 休日・夜間保育事業</li> <li>・ 特定保育事業</li> <li>・ 一時保育(一時預かり)事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 民間児童館活動事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

# (参考) 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
	<p>〔地域支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①介護予防事業                      ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)                      2. 任意事業                      ①介護給付費等費用適正化事業                      ②家族介護支援事業                      ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u>                      ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・任意事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料                      ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①相談支援事業                      ②コミュニケーション支援事業                      ③日常生活用具給付等事業                      ④移動支援事業                      ⑤地域活動支援センター機能強化事業                      2. 任意事業                      福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u>                      具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u></p> <p>(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      (※必須事業はなく、すべて任意。)                      ・乳児家庭全戸訪問事業                      ・養育支援訪問事業                      ・ファミリー・サポート・センター事業                      ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)                      ・延長保育促進事業 等                      ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成)                      市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。                      具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u>                      ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。</p> <p>(国:1/2、市町村:1/2)</p>